

平成16事業年度  
業務実績報告書

自 平成16年 4月 1日

至 平成17年 3月31日

独立行政法人 空港周辺整備機構

# 目 次

## 第1編 業務運営評価のための報告

I はじめに	2
II 業務運営に関する報告	
1. 中期目標の期間	3
2. 業務運営の効率化に関する事項	3
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項	12
4. 財務内容の改善に関する事項	30
5. その他業務運営に関する重要事項	32

## 第2編 自主改善努力評価の報告

1. 業務改善推進会議の改善措置について	36
2. 指名業者選定基準の見直し等による競争性の発揮	38

# 第1編

## 業務運営評価のための報告

## I はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針(平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成16年2月23日、同委員会改定)に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の平成16事業年度の業務運営評価のために作成したものである。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標等において中期目標期間における項目の目標が数値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ次の形式で報告する。

### 《目標値が設定されている場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」
中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」
年度計画における目標値

#### ①年度計画における目標値設定の考え方

--

#### ②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

--

#### ③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

#### ④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

### 《上記以外の場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」
中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」
年度計画における目標

#### ①年度計画における目標設定の考え方

--

#### ②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

--

#### ③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

## Ⅱ 業務運営に関する報告

### 1. 中期目標の期間

平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間

### 2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

#### 1. 業務運営の効率化に関する事項

##### (1) 組織運営の効率化

航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任を明確化するために必要な体制を整備すること。

(中期計画)

#### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### (1) 組織運営の効率化

事務事業の効率化の観点から、独立行政法人化の時点で、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。

共同住宅の新規建設は廃止したが、既存住宅の維持管理業務は継続し、処分に関する業務が新たに生ずることから、共同住宅担当組織は従来どおりとする。

(年度計画)

#### 1. 業務運営の効率化に関する年度計画

##### (1) 組織運営の効率化

より一層円滑な業務執行を図るため、グループ制の導入等組織のあり方について検討を行う。

#### ①年度計画における目標設定の考え方

航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任をより明確化するための体制整備を行う必要があることから、中期計画において独立行政法人移行時に組織運営の効率化を図るための組織再編を掲げ、平成15年度において既に実施したところである。

平成16年度においては、さらに組織運営の効率化をめざし、一層円滑な業務執行を図るため、グループ制導入等組織のあり方の検討をすることとした。

#### ②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

**【当該年度における取組み】**

組織運営の効率化を図るためのグループ制の導入等も含めた新たな組織づくりの検討を進めるため、他法人の実施状況の調査、制度実施によるメリット・デメリット及び具体的制度導入の是非等に関して検討等を行った。

具体的には、平成16年6月11日にグループ制を導入している法人を訪問し、グループ制導入にあたってのノウハウや職場実態の調査を行うとともに、各部署でのグループ制導入に伴う利点や問題点を洗い出し、意見収集を行った。

その結果を踏まえ検討したところ、業務の状況に応じてグループ内職員の機動的な活用を図るというグループ制のメリットを発揮するためには、一定規模以上の組織定員が必要と考えられるが、機構がグループ制を導入するには、組織自体があまりに小規模であり、また、これまでの人員削減の実施により一人当たりの業務負担がかなり大きくなっており、各々の職員に現状以上の機動性を求める余地が殆どないことから、グループ制の導入は当機構には馴染まないものと判断した。

組織の改編は、独法移行時に中期計画に沿って行ってきたところであるが、今後は業務の実情に照らしながら臨機応変に対応し、組織運営の効率化を保つこととする。

なお、平成16年度の組織体制は、大阪国際空港事業本部での中村地区にかかる移転補償を積極的に推進するため事業第二部に移転補償課を新設するとともに、これまで事業第一部用地補償課で行ってきた一般の移転補償業務を同課に集約させることとした。

【資料1-1】 → ※空港周辺整備機構の組織・人員の新旧対照表

**【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】**

当面、現在の組織を基本としつつ、航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応できるよう各事業量に見合った要員配置などの体制の整備を目指すこととし、平成17年度においては、大阪国際空港事業本部の固有事業業務を一元的に実施するため、事業第一部の再開発事業課を固有事業課に改め、総務部管財調達課で所掌している共同住宅事業の業務を集約する計画である。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期目標)

(2)人材の活用

航空機騒音対策業務に必要な役職員を確保するとともに、組織を活性化すること。

(中期計画)

(2)人材の活用

機構組織全般について、国・府・県・市との人事交流を推進し、若い人材を任用するなどにより組織を活性化する。

(年度計画)

(2)人材の活用

若い人材を任用し、確実に組織の活性化が図られるよう、国・府・県・市の人事異動計画策定時期に綿密な調整・協議を引き続き行うとともに、業務の実情に応じた人材の確保に努める。

### ①年度計画における目標設定の考え方

空港周辺整備機構は、大阪国際空港事業本部のプロパー職員(9名)を除き、国・府・県・市の出向者で構成されているため、各関係機関の人事異動計画の策定に際し、機構の実情及び人事方針を説明することにより、職員の若返りによる組織の活性化を図るとともに、業務に必要な知識と経験を有する人材の確保を図ることとした。

### ②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

#### 【当該年度における取組み】

平成17年度の異動計画にあたり、平成16年9月～10月にかけて国・府・県・市に対し若い人材の派遣要請を行うとともに、機構内部における業務内容に見合った柔軟な人事配置等を実施すべく、調整・協議を行った。

その結果、両事業本部とも組織活性化に繋がる若い人材の確保並びに派遣元での経験を踏まえた適材適所への配置が可能となった。

【資料1-2】 → ※出身別・階級別の職員数及び平均年齢

【資料1-3】 → ※異動者の年齢・俸給月額の変動

#### 【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

若い人材を任用し、確実に組織の活性化が図られるよう、国・府・県・市の人事異動計画策定時期に綿密な調整・協議を引き続き行うとともに、業務に必要な知識と経験を有する人材の確保に努める。

### ③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期目標)

(3)業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

代替地の保有区画数については、長期間保有することによる管理費累増等のリスクを回避するための措置を講ずること。

(中期計画)

(3) 業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

イ 大阪については、代替地の保有区画数は1区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。

また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。

ロ 福岡については、代替地の保有区画数は2区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。

また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。

ハ 一般処分を行う場合は、ホームページへの掲載、地元広報誌等への情報提供を実施するとともに、自治体等の公共代替地への提供も行う。

(年度計画)

(3) 業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

大阪及び福岡の両事業本部において、移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。

また、現在保有している代替地については、需給動向を勘案のうえ、自治体等への優先譲渡のほか、必要に応じて一般処分を行う。

①年度計画における目標設定の考え方

代替地については、移転補償対象者のニーズを把握し、需要が見込めない場合は長期間保有することによる管理費等の負担増大のリスクを回避するため、所定の手続きを経て早期に一般処分することとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

**【当該年度における取組み】**

平成15年度末時点においても、移転補償による代替地の需要がなかったことから、大阪国際空港事業本部の保有代替地(小野原2区画(363.27㎡))については平成16年7月23日付で、福岡空港事業本部の保有代替地5区画のうち2区画(香椎台1区画(270.72㎡)、空港前1区画(226.68㎡))については平成16年9月27日、28日付けで一般処分を行った。

【資料1-4】 → ※地区別・年度別代替地譲渡実績(大阪)

【資料1-5】 → ※地区別・年度別代替地譲渡実績(福岡)

**【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】**

現在保有している福岡空港事業本部の代替地(香椎台2区画、空港前1区画)については、引き続き需要動向を勘案しながら、一般処分を進めることとしている。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

大阪国際空港事業本部では需要が見込めないためすべての保有代替地を処分したが、今後、移転補償対象者等から代替地希望があった場合は、民間の不動産情報を提供するなど住民サービスへの低下が生じないよう適切に対応する。

(中期目標)

② 共同住宅

既存の共同住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき早期に処分するため、空家の処分計画を策定し、処分に着手すること。

(中期計画)

② 共同住宅

- イ 採算性を検討し、現状及び見通しを公表する。
- ロ 熊野町住宅については、一棟処分に向けて入居者の移転を進める。
- ハ 戸別処分を行う小中島住宅については6戸以上を処分する。
- ニ 服部本町住宅の空家については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸の拡大を図っていくことにより、空室率を4%以下にする。  
利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸を拡大し、空室率を25%以下にする。

(年度計画)

② 共同住宅

- イ ホームページにおいて公表している採算性の現状及び見通しを必要に応じて更新する。
- ロ 熊野町住宅については、移転の対象となる入居者並びに関係市等と調整・協議を行うとともに、一棟処分に向けて入居者へのアンケート調査の手続きを進める。  
また、処分実施における具体的な手法についての検討を進める。
- ハ 戸別処分を行う小中島住宅については2戸を処分する。
- ニ 服部本町住宅及び利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付け入居

資格者以外への賃貸を実施する。賃借人の公募については、ホームページへ掲載するとともに、不動産業者へ業務委託する。

また、近隣の企業等への働きかけも実施する。

(年度計画における目標値)

小中島住宅の処分戸数: 2戸

#### ①年度計画における目標値設定の考え方

中期計画に沿った共同住宅事業の効率的な業務運営並びに処分を速やかに図るため、小中島住宅については、前年度計画と同じ2戸を処分するほか、熊野町住宅一棟処分の推進を図るため、入居者に対し移転に関する意向アンケート調査を実施することとした。

#### ②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

##### 【実績値】

ハ 小中島住宅の処分戸数: 2戸

##### 【当該項目に関する取組み】

イ 共同住宅の採算性を検討し、ホームページに掲載している「現状及び見通し」を平成16年11月付けで更新した。

ロ 熊野町住宅について、平成16年4月24日に一棟処分に向けた移転に関する意向アンケート調査を実施したが、その調査結果からすべての入居者を退去させることは極めて厳しく、処分までに長期間を要するものと推測されること、加えて不動産業者(2社)の聞き取り調査では、①入居者数が半数以下であり処分するには中途半端、②エレベーターがない、③築25年で建物が古いなどの理由から、入居率を向上させ収益を上げたうえでの一棟処分が得策との意見であったことを踏まえ、その結果を国、府、市とも調整し、定期建物賃貸借に基づき一般の入居者を受け入れることにより、入居率の向上を図ったうえで入居者付きでの一棟処分の手法に変更することとした。

なお、一般賃貸の公募を平成16年11月1日から開始し、個人に限らず法人向けの社宅等として幅広く募集を行ったが、結果的には新規入居者の申し込みが1件あり、平成17年4月から賃貸することとなった。

ハ 小中島住宅2戸を入居者に売却した。

ニ 服部本町住宅、利倉西第一、第二及び第三住宅について、平成16年3月23日付けで一般賃貸の募集を行ったところ、服部本町住宅5名、利倉西第一住宅3名、利倉西第二住宅2名、利倉西第三住宅5名の賃貸契約を締結した。

なお、入居率の向上のため一般賃貸の募集にあたっては掲示板やホームページに掲載したほか、賃貸の仲介を行う不動産業者(2社)へ一般賃貸の募集に係る業務委託の手続きを行った。

【資料1-6】 → ※共同住宅の現況

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

該当事項なし

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

〈熊野町住宅の住民アンケート調査結果〉

○実施期間 平成16年4月24日～5月10日

○対象世帯数 30戸

○回答世帯数(回収率) 24戸(80%)

○回答結果

移転同意世帯数 6戸

移転拒否世帯数 18戸

※ 生活基盤が壊れるため移転に反対という者が多数であった。

(中期目標)

③ 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で5%程度(住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%程度)に相当する額を削減する。

(中期計画)

③ 事業費の抑制

事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で5%以上(住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%以上)に相当する額を削減する。

(年度計画)

③ 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、コストの縮減等の推進により中期計画の達成を目指し、抑制を図る。

①年度計画における目標設定の考え方

事業費については、事業の執行方法等の改善を通じて効率化を推進し、中期計画の達成を目指して、コスト縮減と予算の効率的な執行等を推進することとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

**【当該年度における取組み】**

事業費については、平成14年度予算(13,678百万円)に対し、平成16年度予算(13,375百万円)は約2%の削減であり、住民申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業としては、平成14年度予算(6,558百万円)に対し、平成16年度予算(5,498百万円)は、約16%の削減となった。

**【資料1-7】 → ※事業費の予算の削減状況**

なお、平成16年度は、次のような取り組みを行い、事業費の節減を図った。

- ・ 再開発事業の施設整備にあたっては、民間活用型の整備手法により、コスト縮減を図った。
- ・ 大阪の緑地造成事業(4か所)では、平成15年度調査結果を踏まえ、一定の緩衝効果、景観等を保ちつつ地域参加型の効率的設計・整備(盛土高・植樹の配置等)を実施し、植栽費において約20%のコスト縮減を図った。
- ・ 福岡の緑地造成事業(2か所)では、測量及び実施設計業務と緑地造成工事の発注に際し、それぞれ2箇所を1件にまとめて包括発注することで事業費の抑制を図った。また、前年度に引き続き、造成中央部を築山状にする施工方法に見直すことで、発生する残土量を約60%抑制し、コスト縮減を図った。

**【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】**

引き続き事業費抑制を図り、中期目標を達成するため各事業分野での効率的執行を図ることとする。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期目標)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で13%程度に相当する額を削減すること。

(中期計画)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で13%以上に相当する額を削減する。

(年度計画)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費について、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で6%以上に相当する額を削減する。

(年度計画における目標値)

一般管理費の抑制:平成14年度比6%以上の削減

①年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の達成を目指し、平成16年度は平成14年度比で6%以上の削減を行うこととした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

**【実績値】**

一般管理費は、平成14年度予算(1,738百万円)に対し、平成16年度予算(1,437百万円)は約17%の削減となった。

【資料1-8】 → ※一般管理費の予算の削減状況

**【当該項目に関する取組み】**

一般管理費抑制のため、次の取組みを行った。

- ・電話回線数及び契約内容の見直しによる月額使用料の大幅な削減。
- ・コピー用紙節約のため、両面コピー及びミスコピー用紙の再利用を推進。
- ・供覧文書について、内容により電子媒体による供覧を行うことでペーパーレス化の推進。
- ・プロパー職員の退職による後補充を行わないほか、職員の若返りを図ることにより、人件費を抑制。

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

該当事項なし

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成16年度末に撤去した大阪国際空港事業本部分室に係る国有地返還により、国有財産一時使用料について平成17年度は年額約160万円削減される見込みである。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### (中期目標)

#### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

##### (1)業務の質の向上

周辺住民及び関係自治体との意志疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

- ① 騒音対策事業及び地域整備事業を一体的・効率的に実施するための体制・制度を構築すること。

#### (中期計画)

#### 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1)業務の質の向上

業務の質を向上させるため、次の措置を行う。

- ① 業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年2回以上開催する。

#### (年度計画)

#### 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

##### (1)業務の質の向上

業務の質を向上させるため、16年度において次の措置を実施する。

- ① 業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回開催する。

#### (年度計画における目標値)

「連絡協議会」の開催:年2回開催

#### ①年度計画における目標値設定の考え方

空港周辺整備機構の円滑な業務の運営を図るため、事業年度の予算及び事業計画に関する事項について、大阪国際空港事業本部では大阪航空局、大阪府、兵庫県ほか周辺6市(大阪市、豊中市、池田市、伊丹市、川西市、宝塚市)で構成する連絡協議会を、福岡空港事業本部では大阪航空局、福岡県、福岡市ほか周辺3市2町(春日市、大野城市、太宰府市、粕屋町、志免町)で構成する連絡協議会を年度内に開催し、業務の調整及び意見聴取を行う。

#### ②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

**【実績値】**

大阪国際空港事業本部では、平成16年8月30日及び平成17年3月24日に、福岡空港事業本部では平成16年8月31日及び平成17年3月29日にそれぞれの連絡協議会を開催した。

**【当該項目に関する取組み】**

〈連絡協議会における審議事項等〉

各事業本部ごとに、次の内容について審議した。

- 平成15年度 業務実績
- 平成16年度 事業の実施状況
- 平成16・17年度 年度計画
- 平成17年度 予算概算要求概要

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

該当事項なし

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

騒音対策事業及び地域整備事業を一体的・効率的に実施するため、連絡協議会を毎年継続的に開催し、関係機関との業務の調整又は情報収集に努めることとする。

(中期目標)

- ②職員の資質を向上させること。

(中期計画)

- ② 事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のために弁護士・公認会計士・税理士等の外部講師による職員研修(年3回程度)を実施する。

(年度計画)

- ② 外部講師等(弁護士、公認会計士、税理士を予定)による職員研修を年2回程度実施する。

(年度計画における目標値)

職員研修の開催:年度中に2回程度開催

①年度計画における目標値設定の考え方

事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に関する専門知識の向上のため外部講師等による職員研修を実施する。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

**【実績値】**

職員研修は大阪国際空港事業本部で4回、福岡空港事業本部で3回実施した。

**【当該項目に関する取組み】**

〈大阪国際空港事業本部〉

- ①共同住宅の家賃滞納等を簡便かつ迅速に解決するための方策としての民事調停手続きについて、平成16年11月20日、21名の職員参加のもと弁護士による研修会を開催した。
- ②独法会計基準について、平成17年3月19日、15名の職員参加のもと、公認会計士による研修会を開催した。
- ③平成17年4月1日から施行される「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に対応するため、役員及び全職員の参加による機構ネットワークに関する情報セキュリティセミナーを2月17日及び18日に開催した。
- ④機構職員としての資質向上を図るため、新規採用者(26名)を対象に平成16年6月28日から29日にわたり研修を実施した。

〈福岡空港事業本部〉

- ①独法会計基準、企業会計原則、複式簿記の原理について、平成16年8月26日、20名の職員参加のもと、公認会計士による研修会を開催した。
- ②人権・同和問題について、平成17年2月14日、20名の職員参加のもと福岡市市民局人権・同和対策部企画課指導員を招いて職場研修を実施した。
- ③機構職員としての資質向上を図るため、新規採用者(4名)を対象に平成16年4月23日に研修を実施した。

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

該当事項なし

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期目標)

- ③ 業務の成果を内部評価すること。

(中期計画)

- ③ 1年サイクルの内部評価制度を導入し、前年度の業務の評価が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバックできるようにする。

(年度計画)

- ③ 平成15年度の事業及び平成16年度上半期の事業について内部評価を実施するため、内部評価委員会を年2回以上開催し、実績等の分析結果を以後の業務の実施方法等に反映させる。

(年度計画における目標値)

内部評価委員会の開催:年2回以上開催

①年度計画における目標値設定の考え方

各事業の実績や課題等について分析し、その結果を以後の業務の実施方法等に反映させるため、内部評価委員会を年2回以上開催することとした。特に、平成16年度上半期の事業については、上半期終了時点で中間評価を行うことにより、以後の事業の進め方や平成17年度計画の策定に反映させるとともに、業務の運営に活用させることとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

**【実績値】**

内部評価委員会を4回開催した。

**【当該項目に関する取組み】**

平成15年度の事業については、内部評価委員会を平成16年5月14日、6月16日・25日に開催し、業務実績に対する内部評価・分析等を行った。また、平成16年度上半期の事業に関して、平成16年10月27日に内部評価委員会を開催し、事業の達成状況と今後の見通しの確認を行い、以後の事業の進め方や平成17年度計画の策定に反映させた。

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

該当事項なし

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

内部評価委員会については、各事業年度の終了時点だけでなく、上半期終了時点においても定例的に開催することにより、年2回の評価サイクル(目標設定→業務の実施→評価)を定着させ、さらに次期以降の業務にフィードバックできるシステムへと発展させる。

そうすることにより、課題の早期解決を図るとともに、組織の活性化等にもつなげていく。

(中期目標)

- ⑤ 国の航空機騒音対策事業及び機構の事業概要について、より一層の広報活動を行うこと。

(中期計画)

⑤ 広報活動の充実

イ ホームページ、パンフレット等の内容を充実させ、独立行政法人評価委員会の評価結果を含めて積極的に各種情報を提供する。

ホームページについてはアクセス数を10%増加させるとともに、書き込み欄への意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への掲載等の広報活動を行う。

ハ エアフロントオアシスや緑地整備を完了した個所について、成果を周知するため、看板の設置等を行う。

(年度計画)

④ 広報活動の充実

イ ホームページについては、寄せられた意見やアクセスの実績を解析のうえ、より一般に理解されやすい内容となるよう公表データ等の内容の更なる充実を図る。

また、小・中学校への広報活動に必要な冊子を整備する。

ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、自治体広報誌等への掲載を依頼する。

ハ 事業主体と調整をし、事業を完了した緑地帯等に看板の設置等を実施する。

①年度計画における目標設定の考え方

ホームページの充実とパンフレットの配布による広報活動を積極的に行うとともに、機構が整備する緑地帯等に看板を設置し、地元に対するPRを図ることを目標とした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

イ 大阪・福岡両事業本部を統一したホームページとして、トップページの内容を刷新するとともに新規公表データ等の変更点がタイムリーに把握できるよう見直した。

小・中学校への広報活動としては、冊子の整備に代えて、小中学生に限らず幅広い年齢層にも機構の業務を理解していただけるようにホームページに「キッズ版」を作成するとともに、その活用について周辺自治体の教育委員会に対し積極的に働きかけを行った。

ロ 一般の多くの方々にも空港周辺環境対策事業の理解を得るため、関係自治体のホームページから機構のホームページへリンクできるよう自治体へ協力を依頼した。

そのほか、福岡航空交通管制部において、福岡市立三筑中学校の職場体験学習(平成16年8月24日実施)があり、パンフレットを配布した。また、福岡空港事務所で平成16年9月25日に実施された空の日の施設見学において、一般の見学者にパンフレット200部を配布するなど、広報活動の充実を図った。

大阪国際空港事業本部においても、空港関係機関が集まる会議や研修の機会にパンフレット190部を配布し、広報活動に努めた。

ハ 豊中市の利用緑地内に2箇所、伊丹市のエアフロントオアシス内に1箇所の看板を設置した。



緑地整備 PR 看板 (左:兵庫県伊丹市、右:大阪府豊中市)

【資料2-1】 → ※広報活動の状況

### 【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

ホームページについては、アクセス数の実績を把握しつつ一般に理解されやすく親しまれるものとなるよう、引き続き公表資料、データ等の内容の充実を図る。また、地域住民への周知を図るため関係自治体のホームページに機構ホームページのリンクを依頼するとともに、平成16年度に作成したホームページキッズ版を積極的にアピールする。

### ③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

#### (中期目標)

##### (2)業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、航空機騒音対策を進めること。

- ① 大阪国際空港及び福岡空港周辺における再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、関係自治体と連携した事業を実施すること。

#### (中期計画)

##### (2)業務の確実な実施

周辺整備基本方針及び中期基本方針で策定された趣旨を踏まえつつ、各事業を進める。

##### ① 再開発整備事業

イ 関係自治体との定期的情報交換を行うこと等により、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。

ロ 施設の整備にあたっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により、

需要に柔軟・的確に対応する。

ハ 中期目標の期間中に、需要の確実性を把握したうえで、7件の事業を行う。

(年度計画)

(2)業務の確実な実施

① 再開発整備事業

イ 都市計画や地域整備計画と整合する事業の実施について関係自治体と情報交換を継続して行う。

ロ 施設の整備にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れる等により需要に的確に対応するとともに、建設費等の抑制に努める。

ハ 平成16年度中に3件の整備を実施する。

(年度計画における目標値)

再開発整備事業:3件の整備

①年度計画における目標値設定の考え方

再開発整備事業を確実に実施するため、以下に留意して目標及び目標値を設定した。

イ 空港周辺地域における住民の生活環境の改善及び適正な土地利用の実現を図るため、関係自治体と密接な連絡調整または協議を行い、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。

ロ 借受希望者からの施設利用計画、建設(整備)計画、予定貸付料等について十分協議を行い、可能な限りニーズに応える。

ハ 国と協議のうえ借受可能な国有地を選定し、周辺地域のニーズに沿った施設整備を実施する。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

**【実績値】**

ハ 再開発整備事業: 7件の整備

大阪国際空港事業本部 3件

福岡空港事業本部 4件(ほか空き施設の解消1件)

【資料2-2】 → ※再開発整備事業の実績件数

**【当該項目に関する取組み】**

<大阪国際空港事業本部>

イ 地元自治会からの要望に対する対応策の検討や開発指導等(県、市)については、関係機関との連絡調整会議や情報交換を積極的に実施した。

ロ 施設の整備にあたっては、借受希望者のニーズを的確に把握し、昨年度に引き続き民間活用型の整備手法により、建設費の抑制に努めた。

ハ 伊丹市森本8丁目(937 m<sup>2</sup> 資材置場)、伊丹市森本9丁目(578 m<sup>2</sup> 駐車場)、伊丹市桑津2丁目(126 m<sup>2</sup> 駐車場)の3件を整備し、貸付を開始した。

<福岡空港事業本部>

イ 福岡空港周辺整備計画調査委員会において、大井地区再開発整備事業を推進するにあたり、国、関係自治体と諸問題について協議を行うとともに、第2期事業の早期実現に向け、「誘致連絡協議会」を設置し、整備提案及び賃借人の選定に関し、意見交換を行った。

ロ 施設整備については、借受者の需要に的確に対応するとともに、福岡においても民間活用型の整備手法を導入し、建設費等の抑制に努めた。

ハ 福岡市博多区榎田1丁目(946 m<sup>2</sup> 駐車場)、福岡市博多区吉塚8丁目(4,344 m<sup>2</sup> 駐車場)を整備し、平成16年度中に貸付を開始した。また、福岡市博多区東平尾1丁目(91 m<sup>2</sup> 駐車場)、福岡市東区二又瀬(106 m<sup>2</sup> 駐車場)を整備し、平成17年4月1日から貸付を開始することとした。

また、空き施設となっていた福岡市東区社領3丁目の事務所兼工場については、公募にて賃借人を決定し貸付を開始した。



16年度整備した駐車場(福岡市博多区榎田1丁目)

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

該当事項なし

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期目標)

② 大阪国際空港及び福岡空港周辺における民家防音工事補助事業については、事務処

理の期間を短縮すること。

(中期計画)

② 民家防音事業

工事の積算方法や審査方法の見直し、事務の効率化・簡素化に取り組み、交付申請から交付額の確定までの期間を15%短縮する。

なお、工事は特定時期に集中することなく計画性を持って実施する。

(年度計画)

② 民家防音事業

交付申請から交付額の確定までの期間について、故障調査・積算審査等の効率化を図ることにより、平成14年度実績に比して15%短縮するとともに、更なる効率化についての手法等を検討する。

(年度計画における目標値)

民家防音事業の交付申請から交付額確定までの期間:平成14年度比15%短縮

①年度計画における目標値設定の考え方

故障調査及び積算審査の効率化により事業期間の短縮に努め、住民サービスの向上及び業務内容の効率化を図る。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

大阪国際空港事業本部においては、交付申請から交付額確定までの期間を平成14年度実績に対し、約15%の短縮を行った。

福岡空港事業本部においては、交付申請から交付額確定までの期間を平成14年度実績に対し、引き続き約20%の短縮を行った。

【資料2-3】 → ※民家防音工事の処理期間

【資料2-4】 → ※民家防音工事の事業実績

【当該項目に関する取組み】

大阪・福岡両事業本部において、故障調査、積算審査等の簡素化・効率化により、すでに平成15年度に交付申請から交付額の確定までの期間を計画どおり短縮したところであるが、平成16年度においても、更に住民サービス向上の観点で各業務項目を再検討し、両事業本部で協議のうえ、作成書類の一部廃止及び簡素化等を行った。

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

該当事項なし

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

①住宅騒音防止対策事業に係る積算要領及び標準歩掛表の制定

国の積算要領及び標準歩掛表が平成16年4月26日付けで廃止されたことから、補助金の適正化を図るため、機構として、新たな積算要領及び標準歩掛表を制定し、平成17年度から約1.8%のコストの削減を行うこととした。

②住宅騒音防止対策事業に係る「空気調和機器設計指針」並びに「故障判定等調査業務委託報告書(個人ファイル)作成マニュアル」の改訂

従来、大阪府、兵庫県及び福岡県で生じていた取扱基準等の相異を精査して「空気調和機器設計指針」並びに「故障判定等調査業務委託報告書の作成マニュアル」を改訂し、平成17年度から審査事務の簡素化を図ることとした。

③住宅地図情報システムの有効活用

福岡空港事業本部においては、民家防音事業を円滑に推進するため、未実施工事対象家屋及び工事済み家屋の状況把握を行うことを目的として、平成15年度に住宅地図情報システムを導入した。平成16年度は、このシステムを活用することにより、住民の問い合わせにも短時間で回答することができるようになった。

(中期目標)

- ③ 大阪国際空港及び福岡空港周辺における建物等の移転補償及び土地の買入れにおける補償申請から補償金若しくは土地代金の支払いまでの期間については、処理の迅速化によりこれを短縮させること。

(中期計画)

③ 移転補償事業

事務処理の迅速化を図り、移転補償及び土地の買入れについては申請から代金の支払いまでの期間を15%短縮する。

(年度計画)

③ 移転補償事業

移転補償及び土地の買入れの申請から代金の支払いまでの期間について、物件調査や土地の測量等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮するとともに、更なる効率化についての手法等を検討する。

(年度計画における目標値)

移転補償事業の申請から代金支払いまでの期間:平成14年度比15%短縮

①年度計画における目標値設定の考え方

移転補償及び土地の買入れの申請から代金支払いまでの期間短縮を図るため、事務処理等の迅速化を行い、また、期間短縮についてその他の手法を検討する。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

**【実績値】**

<大阪国際空港事業本部>

平成16年度に1件を予定していたが、申請はなかった。

<福岡空港事業本部>

物件調査から代金支払いまでの期間については、土地の測量等を効率的に実施することにより、平成14年度に比して処理期間を約11%短縮できたが、申請から代金支払いまでの期間については、前年度同様、持越物件の処理が多かったため、期間の短縮は出来なかった。

【資料2-5】 → ※移転補償事業の処理期間

**【当該項目に関する取組み】**

<大阪国際空港事業本部>

申請がなされた場合は即座に物件調査や土地測量に着手できるように、法務局における事前調査等を行うとともに、予定者の状況把握に努めた。

<福岡空港事業本部>

測量等の調査、補償費の算定など迅速な対応を行うことで期間短縮に努めた。また、申請者に対し、抵当権の抹消・相続関係の確認など事前に解決しておくべき事項に対するアドバイスや申請時の提出関係書類等について、より細やかな説明を行うなど、申請後の事務処理が円滑に進むように努めた。

16年度の途中において補償のための予算の増額を実現し、処理件数を増やして次年度への持越件数を減少させた。

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

<福岡空港事業本部>

効率的な事務処理を行うことにより期間短縮に引き続き努めているが、前年度と同様に持越件数が多数あり、平成16年度に申請を受理した物件とあわせて当該年度の予算規模では全ての処理ができなかったため、目標達成には至らなかった。

今後とも、所要予算の確保に努めるとともに、物件調査から代金支払いまでの期間における事務処理の迅速化を図る。

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

〈福岡空港事業本部〉

平成11年度から平成14年度までの間において移転補償申請件数が多数にのぼり、毎年度の予算では処理することができなかつたため、その都度次年度以降に持越しせざるを得なかつた。

平成16年度は申請件数の減少に加え、所要の予算措置が講じられたため持越物件の処理を進めることができた。今後とも引き続き所要の予算確保に努め、持越物件の処理の促進及び解消に向け努力していく。

○申請件数等の推移

年度	持越残件数	申請件数	契約実績件数 ( )は執行額
13年度	39件	60件	25件 (4,183百万円)
14年度	74件	71件	34件 (4,300百万円)
15年度	111件	39件	41件 (3,870百万円)
16年度	109件	18件	37件 (3,925百万円)

※平成16年度末時点の持越残件数 90件(前年度比△19件)

○平成17年度予算

用地費及び補償費 8,107百万円(平成16年度からの繰越金1,605百万円を含む)

(中期目標)

- ④ 大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区整備に係る移転補償については、着実に推進すること。

(中期計画)

④ 中村地区の移転補償事業

中村地区に係る移転補償事業については、下記により実施する。

- イ 中村地区整備協議会(幹事会)と意見、情報交換を行い整備を進める。
- ロ 地元自治会と密に連絡情報交換を行い、事務を円滑に進める。
- ハ 移転補償の事務(補償額の提示)を行うにあたっては住民及び事業者に必要な説明を行う。

(年度計画)

④ 中村地区の移転補償事業

- イ 中村地区整備協議会(幹事会)と意見、情報交換を月に1回程度実施する。
- ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして実施することで住民の

意向把握に努める。

ハ 移転補償事務を行うにあたり住民及び事業者に必要な説明を行うとともに、電話等の照会に対しても適切に対応する。

(年度計画における目標値)

中村地区整備協議会(幹事会)の開催 : 毎月1回開催



中村地区の航空写真(平成17年3月撮影)

#### ①年度計画における目標値設定の考え方

伊丹市中村地区整備に係る移転補償を着実に推進するため、関係者間との連携を密にするとともに住民等への理解を深めるための作業を目標とした。

#### ②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

##### 【実績値】

イ 中村地区整備協議会(幹事会)において毎月1回意見、情報交換した。

##### 【当該項目に関する取組み】

ロ 地元自治会と関係機関が行う連絡情報交換の会議に積極的に参加し、地区住民の意向把握に努めた。

ハ 住民等からの移転に関する照会に対しては、担当職員が自宅に直接出向き説明に当たるなどして理解と協力を求めた。

また、地区住民の集団移転を進めるため、中村地区の建物調査(179棟)を行うとともに、早期移転希望者に対して精力的に交渉したところ、20世帯(31棟)が転出した。

さらに、中村地区事業者の円滑なる移転を図るため、機構の働きかけにより、国・伊丹市・機構の3者からなる移転先用地整備推進部会を平成17年2月に設置し、平成16年度中に会合を2回開いた。

【資料2-6】 → ※中村地区の移転補償事業

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

該当事項なし

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○中村地区の物件数及び世帯数(平成17年3月31日現在)

建物 171棟 132世帯 48事業所

(中期目標)

- ⑤ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

(中期計画)

⑤ 大阪国際空港周辺の緑地整備

大阪国際空港周辺の都市計画緑地の用地取得等については、国・地元自治体等との協力体制を強化し、着実に実施する。

イ 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分は、概成に向けて推進する。

ロ 緩衝緑地第2期事業分については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。

(年度計画)

⑤ 大阪国際空港周辺の緑地整備

イ 利用緑地については、未買収地約0.9haのうち約0.2haを買収し、用地取得進捗率を約95%とする。緩衝緑地第1期事業分については、未買収地約3.1haのうち約0.7haを買収し、用地取得進捗率を約87%とする。また、買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。

ロ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分の進捗状況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と引き続き調整する。

(年度計画における目標値)

利用緑地の用地買収:約0.2ha(進捗率95%)

緩衝緑地第1期事業分の用地買収:約0.7ha(進捗率87%)

造成・植栽の実施:約0.4ha

①年度計画における目標値設定の考え方

豊中都市計画緑地の事業推進を図るため、用地の取得及び造成植栽工事を着実に実施す

る。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

**【実績値】**

- イ 利用緑地の用地買収:約0.4ha(進捗率97%)  
緩衝緑地第1期事業分の用地買収:約0.8ha(進捗率87%)  
造成・植栽の実施:約0.4ha

【資料2-7】 → ※大阪国際空港周辺緑地整備事業用地取得状況(大阪府側)

【資料2-8】 → ※平成16年度緑地造成事業整備概要(大阪)

**【当該項目に関する取組み】**

- イ 利用緑地、緩衝緑地第1期区域内の地権者及び借家人等に対し個々の要望(移転先等)を出来る限り詳細に把握し、精力的な対応により事業の進捗を図った結果、利用緑地については年度計画をかなり上回る約0.4haを、また、緩衝緑地については計画どおりの約0.8haの用地取得を行った。  
また、造成・植栽工事は平成15年度に実施した大阪国際空港周辺緑地事業調査をもとに工事費の節減を図りつつ、地元密着型の緩衝緑地を計画どおり整備した。
- ロ 緩衝緑地第2期事業分の都市計画事業承認・認可の取得について、第1期事業分の進捗を踏まえつつ、大阪国際空港周辺緑地整備推進協議会幹事会を通じて、国・自治体等との調整を行った。



16年度整備した緩衝緑地(豊中市勝部地区)

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

該当事項なし

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期目標)

- ⑥ 福岡空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

(中期計画)

⑥ 福岡空港周辺の緑地整備

福岡空港周辺の緑地整備を推進する。

イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を推進する。

ロ 空港南側の一定範囲については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。

(年度計画)

⑥ 福岡空港周辺の緑地整備

イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。

ロ 空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と引き続き調整する。

(年度計画における目標値)

造成・植栽の実施:約0.4ha

①年度計画における目標値設定の考え方

空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を図る。また、空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可を取得できるよう国、地方自治体等と調整・協議する。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

**【実績値】**

造成・植栽の実施:約0.4ha

【資料2-9】 → ※平成16年度緑地造成事業整備概要(福岡)

**【当該項目に関する取組み】**

- イ 造成・植栽については、空港北側地区（福岡市東区社領3丁目、福岡市博多区吉塚7丁目）において、コスト縮減を図りつつ地元住民等の要望も踏まえ、緑地（4,272 m<sup>2</sup>）の整備を行った。
- ロ 都市計画事業に関しては、国、福岡県、福岡市及び空港周辺整備機構で構成する福岡空港周辺整備計画調査委員会等の中で、計画区域の現況の土地利用状況、概算事業費等について検討を行うとともに、事業内容、事業承認・認可の手続き等の進め方について協議を行った。



16年度に整備した緩衝緑地（福岡市博多区吉塚7丁目）

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

該当事項なし

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

（中期目標）

（3）空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

（中期計画）

（3）空港と周辺地域の共生

国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

- イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ啓発活動を積極的に実施する。
- ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。
- ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進する。

(年度計画)

(3) 空港と周辺地域の共生

空港周辺地域の緑地整備を推進するなど国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

- イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ環境関係の講演を行うことにより啓発活動を実施する。
- ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。
- ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進するため、関係自治体の教育委員会への働きかけを引き続き実施するとともに、周辺の学校にも働きかける。

①年度計画における目標設定の考え方

国土交通省主催のエコエアポート構想に協力するほか、大阪・福岡空港において小中学校等の見学・校外学習の受け入れを行う等、空港周辺地域の生活環境改善の一翼を担う空港周辺整備機構の啓発活動を引き続き行う。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降への見通し

**【当該年度における取組み】**

- イ 大阪国際空港の周辺地域活性化協議会の場を借りて、機構が行う環境対策事業についての講演会を平成17年3月8日に実施した。
- ロ 昨年度に引き続き大阪産業大学から大阪国際空港周辺の環境対策施設の見学会と併せた「大阪国際空港周辺の土地利用適正化事業」の研修依頼があり、平成16年11月18日、学生34名に対し講演を行った。
- ハ ホームページキッズ版の開設に併せて、機構業務の紹介とともに、校外学習の受け入れ推進のために、関係自治体の教育委員会を通じて周辺の学校へ積極的に働きかけを行った。

**【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】**

引き続き国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するとともに、環境関係の啓発活動を実施する。また、見学・校外学習の受入推進を働きかける。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

#### 4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

##### 4. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善を図るため、欠損金を3割圧縮するほか、未収金の大幅な圧縮など、適切な措置を講じること。

(中期計画)

##### 3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

(3) 資金計画 別紙のとおり

欠損金を30%圧縮する。

未収家賃を40%圧縮する。

(年度計画)

##### 3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

(1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

(3) 資金計画 別紙のとおり

未収家賃を回収するため連帯保証人も含め郵便・電話での督促、また戸別訪問を精力的に実施する。

#### ①年度計画における目標設定の考え方

中期計画を達成するために必要な、予算・収支計画及び資金計画を策定した。

また、未収家賃の圧縮を図るため、債務者又は連帯保証人への積極的な回収を実施することとした。

#### ②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降への見通し

##### 【当該年度における取組み】

予算、収支計画及び資金計画は、経費の効率的運用及び抑制を図りつつ、適正に執行した。

欠損金については、着実に圧縮を図っているところであり、独立行政法人化時点(平成15年10月1日)の繰越欠損金1,165百万円は、平成16年度末において969百万円となっており、圧縮率は約17%となった。

また、未収家賃の圧縮を図るため、債務者及び連帯保証人への積極的な回収等を行った結果、独立行政法人化時点(平成15年10月1日)の未収家賃22,097千円(債務者43名)が平成16年度末において未収家賃19,292千円(債務者43名)となり、約13%の圧縮が図られた。

【資料3-1】 → ※予算・収支計画及び資金計画の年度計画に対する実績額

**【中期目標達成に向けた次年度以降への見通し】**

今後も予算、収支計画及び資金計画の適正な執行に心がけ、引き続き、未収家賃の回収等にも努力する。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期計画)

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

(年度計画)

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

①年度計画における目標値設定の考え方

予見しがたい事故等による資金不足に対応するため、短期借入金の限度額を1,400百万円とした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

該当事項なし

(中期計画)

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

(年度計画)

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

①年度計画における目標値設定の考え方

該当事項なし

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

該当事項なし

(中期計画)

6. 剰余金の使途  
該当なし

(年度計画)

6. 剰余金の使途  
該当なし

①年度計画における目標値設定の考え方

該当事項なし

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

該当事項なし

**5. その他業務運営に関する重要事項**

(中期目標)

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

(中期計画)

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 方針

イ 定年退職者の補充にあたっては原則として業務の進捗に応じ削減する。

ロ 国・府・県・市からの出向者については若返りを図り、人件費を抑制する。

(年度計画)

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 方針

国・府・県・市からの出向者については平均して若返りを図り、人件費抑制につながる

人事異動計画が策定されるよう引き続き要望すると共に、事前の調整・協議を充分に行う。

①年度計画における目標設定の考え方

空港周辺整備機構は、大阪国際空港事業本部のプロパー職員(9名)を除き、国、府、県、市の出向者で構成されているため、各関係機関の人事異動計画の策定に際し、機構の実情及び人事方針を説明することにより、職員の若返り及び人件費の抑制を図ることとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降への見通し

**【当該年度における取組み】**

平成17年度の異動計画にあたり、9月～10月にかけて国・府・県・市に対し若い人材の派遣要請を行うとともに、機構内部における業務に見合った円滑な人事配置等を実施すべく、派遣協定の見直し等について協議を行った。

また、人件費の抑制を図るべく定年退職者の後補充を行わないこととした。

**【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】**

人件費抑制を図るため、課長代理級以下を重点に若返りを図るとの方針のもと、派遣元に更なる協力を求めていく。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成16年度の異動者について前任者との比較を行った場合、次のような改善がなされた。

○平均年齢 45.5歳 → 42.7歳(△2.8歳)

○平均俸給月額 466,523円 → 406,163円(△12.9%)

また、若返りや人員抑制等により、人件費は平成14年度に比べ約18%の削減となった。

【資料1-2】 → ※出身別・階級別の職員数及び平均年齢

【資料1-3】 → ※異動者の年齢・俸給月額の変動

(中期計画)

② 人事に関する指標

独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。

さらに、中期目標期間中に計画的に人員を抑制する。

(年度計画)

② 人事に関する指標

組織のあり方の検討に併せ、中期計画期間中に抑制する人員の見通しを確立し、国・

府・県・市からの出向者について、派遣元との協議を行う。

①年度計画における目標設定の考え方

独立行政法人は、組織の効率化・活性化が求められており、事業を進める上で組織体制のスリム化並びに効率的な人員の配置の実施を平成16年度の目標に設定した。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

**【当該年度における取組み】**

組織のあり方を検討するとともに、中期計画期間中に抑制する人員の見通しについて、国・府・県・市など派遣元との協議を行った。

**【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】**

中期計画期間中に抑制する職員数については、既に目標数である12名を削減したところであるが、更なる効率的・効果的な事務・事業を実施すべく、また、事務・事業量に見合った要員配置を行うため、国・府・県・市からの出向者の人事ローテーション等考慮したうえで、派遣元との協議を行い、人事異動計画を策定することとした。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

## 第2編

### 自主改善努力評価の報告

## ○業務改善推進会議の改善措置について

### 1. 目的及び設置

業改善推進会議は、当機構の業務の改善を図り、もって業務の質の向上と業務運営の効率化を図ることを目的として、平成16年3月に設置した。

### 2. 検討状況

具体的な作業においては、職員が個々に抱えるさまざまな業務の諸問題について、効率的な業務推進又はコストの縮減などそれぞれの改善目標に応じて業務関係部署の担当者等で構成する4つの作業部会（会計事務強化改善部会、事業コスト縮減部会、事業推進部会、事務改善部会）を設置し、これらの部会の中で改善策を検討するとともに、実行可能なものから本会議において確認了承を経て順次改善措置を図ることとした。

4つの作業部会での検討項目の多くは、当機構が行う事業が公共性の強い業務であることから、予算や諸規程の改正等については、国との調整が必要であり、検討から実施までに約1年を要した。

各部会での検討作業後の本会議の開催は、次のとおり3回開催している。

第1回 6月25日

第2回 8月25日

第3回 3月23日

### 3. 検討結果

業務改善推進会議において新たに改善に繋がったものは、次のとおりである。

別紙のとおり



## ○指名業者選定基準の見直し等による競争性の発揮

福岡空港事業本部では、平成16年度から、指名競争入札において、過去に指名実績を有する業者に指名が偏ることがないように、①過去に指名実績のない業者をできるだけ参入させる、②年間の指名回数に制限を設ける、③予定価格が3千万円超の工事等では15名以上を指名するなど、業者選定の基準を見直し、入札の機会拡大を図ることで競争原理がより一層発揮させるよう工夫を行った。

また、予定金額の上では随意契約が可能な契約についても、土地測量調査業務等ではできるだけ競争入札に付すように努め、競争性がより発揮されるよう契約業務のさらなる適正化に取り組んだ。

この結果、一年間に指名競争入札により発注した工事等の予定価格の総額に対する落札（契約）価格の総額の比率は、平成16年度は77.5%となり、平成14年度98.0%、平成15年度94.8%に対し、期待以上に大きな成果が得られた。

また、発注（契約）金額で見ても、平成16年度は予定価格の総額約1億7百万円に対して、これを約2千4百万円（消費税込）も下回り、大幅な事業費の抑制を実現できた。（平成14年度は約220万円、平成15年度は約590万円）